○安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例

(1)　グラウンド

1時間当たり

施設名称	金額	
	グラウンド	照明設備
旧来原小学校グラウンド	200円	680円

1　1時間に満たない時間は、1時間とする。

2　市民以外の者が使用する場合は、照明設備を除き、利用料金は2倍の額とする。

3　市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(2)　体育館

施設名称	区分	単位	金額
アリーナ	半面	1時間当たり	200円
	全面		400円
	営利		40,900円
照明設備	半面		400円
	全面		680円

1　1時間に満たない時間は、1時間とする。

2　市民以外の者が使用する場合は、照明設備を除き、利用料金は2倍の額とする。

3　市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

○安芸高田市教育委員会所管施設の使用料減免規則

第2条　使用料の減免を行う施設は、別表に掲げる施設とし、次の各号に掲げる場合に行う。

(1)　安芸高田市又は教育委員会が、主催又は共催の事業を実施するとき。

(2)　市内に所在する幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が、保育活動又は学校教育活動として使用するとき。

(3)　市内に所在する青少年育成団体が、青少年の教育又は育成を目的として使用するとき。

(4)　消防団活動等に使用するとき。

(5)　市内に所在する地域振興組織が、まちづくり活動を目的として使用するとき。

(6)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳(次号において「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けている者が主たる構成員である社会福祉関係団体が使用するとき。

(7)　身体障害者手帳等を提示した者及びこれらの者の介護者で教育委員会が必要と認めるものが使用するとき。

(8)　安芸高田市又は教育委員会から補助金又は交付金の交付を受けている団体が、生涯学習の推進、地域文化の振興又は社会福祉の増進を目的として使用するとき。

2　前項各号に規定するもののほか教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3　第1項及び前項に規定する減免の額は、次の表の左欄に掲げる対象規定の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免の額とする。

対象規定	減免の額
第1項第1号から同項第7号まで	全額
第1項第8号	半額
第2項	その都度決定する